

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和七年十一月十八日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和七年一月十日奈良県指令建第一一四―一〇三号

令和七年十月二十九日奈良県指令中土第一七九―四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年十一月六日中土第七七―二二二号

公共施設に関する工事の検査済証 令和七年十一月六日中土第七八―一〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字上之庄七四四番一、七四五番一、七四六番、七四七番一、七四八番一、七四九番、七五〇番、七五一番、七五二番、七五三番、七五四番、七五五番一、七五九番、七六〇番、七六一番、七六二番、七六三番一及び七六四番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町六七〇番地

株式会社ハウズドウ・ジャパン 代表取締役 市田真也

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字上之庄七四五番一、七四六番、七四七番一、七四九番、七五〇番、七五四番、七六〇番、七六一番、七六三番一及び七六四番の各一部

水路 桜井市大字上之庄七四八番一、七四九番の一部、七五三番の一部、七五四番の一部及び七五五番一